

泣き声が聞こえる…
あの子の様子がおかしい…

それは子どもの
SOSサイン
かもしれません



あなたの勇気(通報)が
子どもを救います!

●通告(通報)の義務

児童虐待防止法第6条では、虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、「速やかに」福祉事務所又は児童相談所等に「通告しなければならない」と規定しています。

●「よその子のことだから…」として見逃さないで。

●「虐待」と確認がなくても大丈夫です。

●誰からの通告かは秘密にされます。

●通告をすることで、結果的に虐待をしている人も救うことになります。

さまざまな相談機関があります!

虐待かもしれない!?と思ったら、
相談機関へご連絡下さい!

- 福祉事務所
- 児童相談所
- 自治体の相談窓口
- 子育て支援センター
- 保健センター
- 児童福祉施設
- 法務局・地方法務局
- 人権擁護委員
- 民生委員・児童委員
- 警察
- 弁護士
- 病院・医師
- 学校・幼稚園
- 民間の相談機関



児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
☎ 1 8 9

お住まいの地域の児童相談所に転送されます。
※一部のIP電話からは接続できません。※通話料がかかります。

子どもの人権110番

フリーダイヤル ぜろ ぜろ なな の ひゃくとおばん
0120-007-110

人権擁護委員又は法務局職員が対応します
※一部のIP電話からは接続できません。

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12
TEL:03-5777-1802 FAX:03-5777-1803
<http://www.jinken.or.jp>



©公益財団法人人権教育啓発推進センター

2017年5月

もしかして 児童虐待?

—子どもの人権を守るために—
もしかして?と思ったら…



児童虐待防止 オレンジリボン※

公益財団法人人権教育啓発推進センター